

【オーストラリア】 議会サービス法等の改正

海外立法情報調査室・矢部 明宏

* 2011年12月4日、議会サービス法その他の法律を改正するための法律が制定され、2012年2月15日、議会事務局の1部局として、独立性をもつ議会予算局(PBO)が設置された。PBOは、予算、財政政策等に関して、独立かつ公正な分析を議会に提供することを目的とする。

設置の経緯

現在、アメリカ、イギリス、カナダなどでは、政府作成の予算案の評価等を行う独立性のある組織が設置されている。オーストラリアでは、2010年8月の総選挙後の連立与党の合意に議会予算局(Parliamentary Budget Office: PBO)の設置が盛り込まれ、2011年3月、PBOに関する両院の合同委員会がPBO設置に関する勧告を含む報告書を提出した。同年8月24日、政府は、PBO設置のための法案(2011年議会サービス改正(議会予算局長)法案)を下院に提出した。同法案は、その附則において、PBOの設置に伴う1999年議会サービス法(Parliamentary Service Act 1999.以下「1999年法」)、1998年予算公正憲章法(Charter of Budget Honesty Act 1998.以下「1998年法」)その他の法律の改正について規定する。なお、1998年法は、財政政策の成果の向上を目的として、適切な財政措置の原則に基づく財政戦略及び国民による財政政策の検証の促進について定める法律である。上記法案は、同年9月20日に下院を通過、11月23日に上院を通過し、12月4日、総督の裁可を得て、制定・施行され(No.170 2011)、附則は、2012年2月15日に施行された。

改正の概要

・ PBO の設置

PBOは、議会事務局(現在、上院部、下院部及び議会サービス部の計3部で構成)の1つの部局として新設される(1999年法第64A条)。

・ PBO の目的

PBOは、予算、財政政策及び諸提案(proposals)の財政的意味について、独立かつ公正な分析を議会に提供することを目的とする(同法第64B条)。

・ PBO の長の任務

PBOの長(以下「局長」)は、次の5つの任務を有する。(a)下院の任期満了又は解散から総選挙後の前政権の再任又は新政権の成立までの「職務執行内閣期間(caretaker period)」を除く時期において、上院議員又は下院議員の要求に基づき、政策の経費見積りを作成すること、(b)職務執行内閣期間において、会派の代表等又は無所属の前議員の要求に基づき、政策の経費見積りを作成すること、(c)予算に関して、上院議員又は下院議員の経費見積り以外の要求への回答を作成すること、(d)両議院の

委員会の要求に基づき、委員会の調査依頼への回答を作成すること、(e)自発的に、予算及び財政政策に関する調査及び分析を行うこと、である。ただし、経済予測又は政府全体、省庁若しくは個別の計画についての予算の見積りは行わない(同法第 64E 条)。

・ **連邦機関からの情報の入手**

局長は、その任務に関連する連邦機関の情報及び文書を入手するため、文書により連邦機関の長と取決めを行うことができる(同法第 64F 条第 1 項)。

・ **職務執行内閣期間における経費見積り**

局長は、財務省の事務次官に対して、1998 年法第 29 条に基づく要求がなされているかどうかを確認しなければならない。それがなされている場合には、局長は、経費見積りを行ってはならない(1999 年法第 64K 条)。1998 年法第 29 条は、職務執行内閣期間における、首相、野党党首等による財務省に対する政策の経費見積りの要求についての規定であり、1999 年法第 64K 条は、政策の経費見積りが重複して行われることを防ぐための規定である。

総選挙の日の前に要求を受けた場合には、局長は、可能な限り速やかに、政策の経費見積りを選挙日までに公表しなければならない。見積りの作成のために十分な情報が得られず、又は作成のための十分な時間がない場合は、局長は、その旨を発表し、この時点で見積りの要求は撤回される(同法第 64L 条)。総選挙の日又はその後の職務執行内閣期間に要求があった場合において、職務執行内閣期間が終了するまでの見積りの作成のために十分な情報が得られず、又は作成のための十分な時間がないときは、職務執行内閣期間の終了後、可能な限り速やかに、局長は、その旨を発表し、この時点で見積りの要求は撤回される(同法第 64LA 条)。

・ **局長に対する指示の制限、両院合同委員会による監督等**

局長は、任務遂行において、両議院の議長から指示を受けない(同法第 64P 条)。公会計及び監査に関する両院合同委員会は、PBO の年度活動計画、予算等を審査し、両議院に報告する。ただし、同両院合同委員会は、局長の活動について指示する権限はない(同法第 64S 条)。

・ **局長の任命等**

局長は、同両院合同委員会の承認を得て、両議院の議長により任命される。任期は、4 年で、再任が可能であるが、合計 8 年を限度とする(同法第 X 条、XA 条)。各議院が同一の会期において議長に対して非行、病気等を理由として局長の罷免を要請した場合には、両議院の議長は、局長を罷免することができる(同法第 XE 条)。局長が破産した場合には、両議院の議長は、局長を罷免しなければならない(同法第 XE 条)。

参考文献(インターネット情報は 2012 年 3 月 16 日現在である。)

・Parliamentary Service Amendment (Parliamentary Budget Officer) Act 2011. <<http://www.comlaw.gov.au/Details/C2011A00170>>

・Bills Digest No.46, 2011.9.12. <<http://parlinfo.aph.gov.au/parlInfo/search/display/display.w3p;query=Id%3A%22legislation%2Fbillsdgs%2F1078717%22>>